

地裁判決を受け入れ、学童保育・児童館職員の労働組合との団体交渉に応じるべき

本会議でとがし豊議員が控訴議案に反対討論

松井市長提案の議案に、共産党以外の会派が賛成

8月7日、京都市会7月特別市会が終了しました。

学童保育・児童館職員などが加入する全国福祉保育労働組合京都地方本部等との団体交渉を京都市が拒否するという不当労働行為について、京都府労働

委員会の救済命令は適法との地裁判決が出され、松井市長が今議会に控訴議案を提案しました。日本共産党市会議員団は、「不当労働行為を行った上で、京都府労働委員会の命令にも従わないという京都市の不当性が改めて明らかになった」として、議案には反対しました。

本会議でとがし豊議員が討論に立ち、「労働組合と30年間にわたり団体交渉をつみ重ね、その妥結の結果がすべての労働者に波及されるという措置が講じられてきました。このことは、職員処遇を改善し、子どもたちの生活の場の保障である学童保育の質を向上させることに直結してきました。そして、学童保育・児童館職員の皆さんと京都市当局との関係を安定化させ、労使それぞれの立場から保護者の就労保障・子どもたちの保育・豊かな放課後を保障する取り組みを前進させてきました。」と主張。「地裁判決を受け入れ、団体交渉に応じるべき」と訴え、市長が間違った裁判を起こそうとしているときに、これを阻止する議会の役割を果たそうと呼びかけました。

日本共産党以外の会派は、市長提案の控訴議案に賛成しました
(無所属井崎議員:反対)。

★とがし議員の討論全文はこちら→

